

竹原市収受
竹第号
28.5.20
発着期日 月 日
公費記号 保存年限

局長	副局長	局長	副局長	次長	係長	局員

資料様式第3号

平成28年5月20日




議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 道法 知江

視察・調査場	広島市南区地域福祉センター
期日	平成28年4月28日 ~ 平成 年 月 日
経費	4,560 円
参加者氏名	道法 知江
視察・調査目的	① スクールソーシャルワーカーの現状 ② 子ども貧困がTFの問題か
内容 (視察先の現状、竹原市との比較等)	2016年度 第1回社会福祉政策勉強会。 ・ 県内における社会福祉実践、課題、対策を共有。 ・ 不登校の増加、暴力行差の増加、児童虐待の増加 ・ 発達障害と特別支援教育 (週に1人程度TFの子) いじめ防止対策推進法(2013) 子どもの貧困防止法(2013) 対策大綱(2014) ・ スクールソーシャルワーカーの役割
効果・成果等	・ 広島県立大学保健福祉学部人間福祉学科 社会福祉学博士 甲斐子 氏は、問題は格差の広がり 経済(所得/資産) 教育(学歴/学力) QOL(Quality of Life)生活負 本市も児童扶養手帳、受給者が多、その格差をどういかに克服する。

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

竹原市収受 竹原市第 号
28.8.25
処理期間 月 日
分類記号 保存年限

議長	副議長	局長	局長補佐	次長	係長	局員
						

資料様式第3号

平成 28 年 8 月 26 日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 道法 知江



視察・調査場 所	広島市南区金屋町 1-17 ワークピア広島
期 日	平成 28 年 7 月 20 日 ~ 平成 年 月 日
経 費	32,360円
参加者氏名	道法 知江
視察・調査的 目	地域包括ケアシステムの構築。二元代表制下の議会と首長
内 容 (視察先の 現状、竹原 市との比較 等)	<p>地域包括ケアシステムの理解と行政の役割では、2025 年の高齢社会を踏まえると①高齢者ケアのニーズの増大。 ②単独世帯の増大 ③認知症の増大が考えられる</p> <p>限られた財政の中で、最大限の支援を提供するためには、専門職の確保はもとより、医療介護関係者以外の地域住民に協力も不可欠で自治体のイニシャチブがカギになる。</p> <p>埼玉県和光市、先進自治体の紹介もありました。</p> <p>議会は言論の府、議会改革(報告会)に求められるもの 情報の共有、住民参加の促進、説明責任を果たす、重要な議決を行う場合の意見徴収の場</p> <p>議会が機関として機能するためには議会がまとまることを痛感しました。</p>
効果・成果 等	<p>介護事業計画に反映できるよう議論を重ねる。</p> <p>課題は多いけれどもいかにして、住民に理解して頂ける議会にするか、協議をし、開かれた議会を目指す。</p>

※ 実施後 1 ヶ月以内に報告する。

竹原市収受
竹第号
29.2.23
受理期限 月 日
分類記号 保存年限

資料様式第3号

議長	副議長	局長	局長補佐	次長	係長	局員
						

平成 29 年 2 月 22 日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 道法 知江



視察・調査場	研修 福岡市博多区リファレンス駅東
期 日	平成 27 年 1 月 27 日
経 費	49,500円
参加者氏名	道法知江
視察・調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動の基本と議会改革の流れ ・議会基本条例で議員力アップ
内 容 (視察先の現状、竹原市との比較等)	<p>高橋信介氏(元枚方市議会副議長)京都オンブズパーソンによる研修</p> <p>①議会活動の基本と議会改革の流れ 地方分権→平成の大合併 約3200自治体から約1700自治体へ リストラ、集約化の流れは今後も続く。コンセプトは地方分権 機関委任事務廃止。法定外普通税を設ける。</p> <p>②議会基本条例 トッププランナーとしての栗山町の経緯 6位の枚方市と1位の四日市市の基本条例を比較検討。 基本条例の最新の動向として、議員間の自由討議を必須の要件とされている。 ※四日市市の議員も研修会</p>
効果・成果等	<p>枚方市の議会基本条例とモデルとした四日市市議会基本条例の逐条解説版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体議会の実情に合った項目の選択 ・文章末尾の言葉の処理 ・「禁止」と書かれていないことは実行できる ・徹底した合意形成 <p>総務省第28次地方制度調査会を参考に研究</p>

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

竹原市収受
竹 第 号
29.3.13
処理期限 月 日
分類記号 保存年限

資料様式第3号

議 長	副議長	局 長	局長補佐	次 長	係 長	局 員
						

平成 29 年 3 月 12 日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 道 法 知 江



視察・調査場 所	地方議会議員セミナー書類にて送付 音声 CD パソコン再生
期 日	平成 29 年 2 月 8 日
経 費	25,000 円
参加者氏名	道法知江
視察・調査目 的	不穏当・不規則発言にどう対応するか 地方議会総合研究所所長 廣瀬 和彦氏
内 容 (視察先の 現状、竹原 市との比較 等)	議員の発言 (1) 発言自由の原則 (2) 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い 名誉棄損罪と侮辱罪 (3) 発言における品位の保持 (4) 無礼の言葉 (5) 他人の私生活にわたる言論の禁止 (6) 議員の発言手続き (7) 不規則発言 (8) 不規則発言者の対応 (9) 不穏当発言の意義と基準 (10) 発言の引用に当たっての留意 (11) 不穏当発言への対処方法 (12) 議場外における不穏当発言等に対する対応 (13) 議員としての発言に対する責任
効果・成果 等	聴講日の2月8日は公務と重なり、直接聴講することができず、後日 音声で CD で送っていただきました。 地方自治法 132 条の趣旨にもとづき、品位の保持や無礼の言葉は必要な 限度を超えると、また、議事に関係のない個人の問題を取り上げて 議論することは許さず、公の問題を論じていてもその発言が職務以上 必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言されることを許さない など、事例を紹介。 議長として議場の秩序保持、議事整理、を標準会議規則の中身を理解し、 地方自治法 104 条に基づき議事運営に努めてまいりたい。

※ 実施後 1 ヶ月以内に報告する。